

検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
この度、令和6年9月30日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0930第9号」により、測定項目に検査実施料の新設および留意事項の変更がされましたので、下記の通りご案内いたします。
健康と医療の未来に貢献すべく、より良い検査サービスのご提供に努めてまいります。
謹白

記

■ 適用日 令和6年 10月 1日から適用

■ 新規保険収載

測定項目	保険点数
HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性	102点

■ 保険収載内容 一部変更

測定項目	保険点数
抗ミューラー管ホルモン（AMH）	597点



新規保険収載

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性	102点	免疫学的検査判断料 (※6 144点)	「D013」肝炎ウイルス関連検査「5」
留意事項			
(10) HCV抗体・HCVコア蛋白同時検出定性は、ECLIA法により測定した場合に、区分番号「D013」肝炎ウイルス関連検査の「5」HCV抗体定性・定量の所定点数を準用して算定する。			

※ECLIA法：受託未定

補足情報 (CLEIA法：00044 2 (IB 0044 1) HCV抗体 (第3世代)、CLIA法：02935 1 (IB 2935 0) HCV抗原 (コア蛋白質))

保険収載内容 一部変更 下線部分に変更されました。

測定項目	保険点数	検体検査判断料	診療報酬点数表区分
抗ミュラー管ホルモン (AMH)	597点	生化学的検査 (Ⅱ) 判断料 (※5 144点)	「D008」内分泌学的検査「52」
留意事項			
～ (略) ～			
(28) 「52」の抗ミュラー管ホルモン (AMH) は、不妊症の患者に対して、卵巣の機能の評価及び治療方針の決定を目的として、血清又は血漿を検体としてEIA法、CLEIA法、ECLIA法又はCLIA法により測定した場合に、6月に1回に限り算定できる。			
～ (以下、略) ～			

※CLIA法：受託未定

補足情報 (CLEIA法：08737 5 (IB 8737 8) 抗ミュラー管ホルモン (AMH) (CLEIA))

以上